

制定	近運自二公示第 7号
改正	近運自二公示第 47号
改正	近運自二公示第 36号
改正	近運自二公示第 58号
	近運自監公示第 19号
改正	近運自二公示第 30号
	近運自監公示第 11号
改正	近運自二公示第 12号
	近運自監公示第 3号
改正	近運自二公示第 9号
	近運自監公示第 3号
改正	近運自二公示第 17号
	近運自監公示第 9号
改正	近運自二公示第 15号
	近運自監公示第 4号
改正	近運自二公示第 13号
	近運自監公示第 2号
改正	近運自二公示第 29号
	近運自監公示第 13号
改正	近運自二公示第 8号
	近運自監公示第 6号
改正	近運自二公示第 10号
	近運自監公示第 2号
改正	近運自二公示第 21号
	近運自監公示第 2号

公 示

準特定地域における期間限定減車の取扱いについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の間接的な影響によりタクシー輸送の落ち込みが見られるところ、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。）の趣旨を逸脱しない範囲でタクシー事業者の機動的な対応を促進させる観点から、タクシー適正化・活性化法に基づく準特定地域（以下「準特定地域」という。）における期間限定減車の取扱いについて、下記のとおり定めたので公示する。

令和5年8月1日

近畿運輸局長 金井 昭彦



記

1. 対象地域

近畿運輸局長は、準特定地域における一般タクシー事業者（タクシー適正化・活性化法第2条第2項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者をいう。以下同じ。）の一般タクシー車両（タクシー適正化・活性化法第2条第9項に規定する事業用自動車をいう。以下同じ。）の車両数の合計が、近畿運輸局長がタクシー適正化・活性化法に基づき設置された協議会に提示した当該準特定地域の適正車両数の幅の上限値を下回った場合に、当該準特定地域を期間限定減車の対象地域として指定する。当該指定は近畿運輸局長の公示により行う。

2. 期間限定減車期間

本公示の施行の日から令和6年1月31日までの間とする。

ただし、近畿運輸局長は、1. の対象地域（以下「対象地域」という。）の実情や社会情勢を考慮し、期間の延長を行うことができる。

3. 対象事業者及び車両

(1) 期間限定減車を行うことができる一般タクシー事業者は、基準車両数（「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について」（平成26年1月27日付け近運自二公示第56号、近運自監公示第21号。以下「措置公示」という。）I. 2に定める基準車両数をいう。）からの減休車率が、対象地域における一般タクシー事業者の基準車両数の合計と適正車両数との乖離を参考に近畿運輸局長が定める割合以上である一般タクシー事業者とする。

(2) 期間限定減車を行うことができる車両は、対象地域における一般タクシー車両であって、近畿運輸局長が当該地域を対象地域として指定した時点、又は期間限定減車を実施しようとする事業者が上記(1)の要件に合致した時点のいずれか遅い時点以降に当該事業者が減車する車両とする。

4. 期間限定減車車両の取扱い

(1) 期間限定減車を実施しようとする事業者は、道路運送法第15条第3項に規定する事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出書（別紙様式1）を当該変更に係る営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（以下「運輸支局長等」という。）あて提出することとする。

- (2) 期間限定減車期間中にその減車分の車両を増車する場合には、タクシー適正化・活性化法に基づく事業計画の変更認可申請（別紙様式2）を当該増車に係る営業所の所在地を管轄する運輸支局長等あて提出することとする。
- (3) 期間限定減車期間満了後にその減車分の車両を増車する場合には、期間満了前にタクシー適正化・活性化法に基づく事業計画の変更認可申請を当該増車に係る営業所の所在地を管轄する運輸支局長等あて提出し、当該事業計画の変更認可後3ヶ月以内に増車を実施することとする。
なお、期間満了時までには、タクシー適正化・活性化法に基づく事業計画の変更認可申請が提出されなかった場合には、増車しない分の車両は期間満了をもって減車として取り扱うこととする。

5. その他

- (1) 4.(2)及び(3)の事業計画の変更認可申請の認可にあたっては、措置公示のⅡ. 1、2及び6の規定は適用しないこととする。
- (2) 措置公示のⅢ. の特定地域及び準特定地域における減車実施事業者に対する監査の特例及び『一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について』（平成21年10月1日付け近運自監公示第11号、近運自二公示第34号、近運技保公示第6号）記2.(8)に定める違反点数の特例について」（平成26年1月27日付け近運自監公示第20号、近運自二公示第57号、近運技保公示第16号）3. 安全対策及び減車の実施による違反点数の特例措置については、期間限定減車による減車は基準車両数からの減少として取り扱わない。

附則

1. この公示は、公示の日から適用する。

附則（平成24年3月30日付け近運自二公示第47号）

1. 改正後の公示は、平成24年3月30日から適用する。
2. 改正前の公示5.(1)に規定する届出書の提出があったものについて、当該届出書中、3 実施期間のうち「平成24年3月31日」とあるのは、「平成25年3月31日」と読み替える。

附則（平成25年3月30日付け近運自二公示第36号）

1. 改正後の公示は、平成25年3月30日から適用する。
2. 改正前の公示5.(1)に規定する届出書の提出があったものについて、当該届出書中、3 実施期間のうち「平成25年3月31日」とあるのは、「平成26年3月31日」と読み替える。

附則（平成26年1月27日付け近運自二公示第58号、近運自監公示第19号）

（施行日）

1. 本公示は平成26年1月27日から施行する。

（経過措置）

2. 本公示施行の際、現に改正前の規定に基づき期間限定減車を行っているハイヤー車両のうち、一般タクシー車両に該当するものの減車分の車両を増車する場合には、4. 及び5. の規定を準用する。

3. 本公示施行の際、現に改正前の規定に基づき期間限定減車を行っているハイヤー車両のうち、前項に規定するもの以外のものの減車分の車両を増車する場合には、道路運送法第15条第3項の規定による届出によることとする。

4. 本公示施行の際、現に改正前の規定に基づきハイヤー車両の期間限定減車を行っている事業者は、2月以内に当該期間限定減車をしているハイヤー車両について、一般タクシー車両に該当する車両数とそれ以外の車両数を区分してそれぞれの車両数を当該期間限定減車に係る営業所の所在地を管轄する運輸支局長等あて別紙様式3により届け出ることとする。

当該届出により、一般タクシー車両に該当する車両数と確認されたものにあつては、この数を基準車両数に加える。

なお、期限までに当該届出がなされなかった場合には、当該期間限定減車に係る車両数は一般タクシー車両に該当しないものの車両数とみなす。

附則（平成27年3月26日付け近運自二公示第30号、近運自監公示第11号）

（施行日）

1. 本公示は平成27年3月26日から施行する。

附則（平成28年7月26日付け近運自二公示第12号、近運自監公示第3号）

1. 本公示は平成28年7月26日から施行する。

2. 改正前の公示4.(1)に規定する届出書の提出のあったものについて、当該届出書中、3. 実施期間の満了日を、「平成29年7月31日」と読み替える。

附則（平成29年7月27日付け近運自二公示第9号、近運自監公示第3号）

1. 本公示は平成29年7月27日から施行する。

2. 改正前の公示4.(1)に規定する届出書の提出のあったものについて、当該届出書中、3. 実施期間の満了日を、「平成30年7月31日」と読み替える。

附則（平成30年7月27日付け近運自二公示第17号、近運自監公示第9号）

1. 本公示は平成30年7月27日から施行する。

2. 改正前の公示4.(1)に規定する届出書の提出のあったものについて、当該届出書中、3. 実施期間の満了日を、「平成31年7月31日」と読み替える。

附則（令和元年7月31日付け近運自二公示第15号、近運自監公示第4号）

1. 本公示は令和元年7月31日から施行する。
2. 改正前の公示4.(1)に規定する届出書の提出のあったものについて、当該届出書中、3. 実施期間の満了日を、「令和2年7月31日」と読み替える。

附則（令和2年7月31日付け近運自二公示第13号、近運自監公示第2号）

1. 本公示は令和2年7月31日から施行する。
1. 改正前の公示4.(1)に規定する届出書の提出のあったものについて、当該届出書中、3. 実施期間の満了日を、「令和3年7月31日」と読み替える。

附則（令和2年12月24日付け近運自二公示第29号、近運自監公示第13号）

1. 本公示は令和2年12月24日から施行する。
2. 改正前の公示4.(1)に規定する届出書の提出のあったものについて、当該届出書中、3. 実施期間の満了日を、「令和3年7月31日」と読み替える。

附則（令和3年7月30日付け近運自二公示第8号、近運自監公示第6号）

1. 本公示は令和3年7月30日から施行する。
2. 改正前の公示4.(1)に規定する届出書の提出のあったものについて、当該届出書中、3. 実施期間の満了日を、「令和4年7月31日」と読み替える。

附則（令和4年7月29日付け近運自二公示第10号、近運自監公示第2号）

1. 本公示は令和4年7月29日から施行する。
2. 改正前の公示4.(1)に規定する届出書の提出のあったものについて、当該届出書中、3. 実施期間の満了日を、「令和5年7月31日」と読み替える。

附則（令和5年8月1日付け近運自二公示第21号、近運自監公示第2号）

1. 本公示は令和5年8月1日から施行する。
2. 改正前の公示4.(1)に規定する届出書の提出のあったものについて、当該届出書中、3. 実施期間の満了日を、「令和6年1月31日」と読み替える。

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の
事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出書（期間限定減車）

（道路運送法施行規則第4条第8項第3号に基づく近畿運輸局長指定地域以外の地域）

令和 年 月 日

近畿運輸局 運輸支局長 殿
神戸運輸監理部長 殿

住 所：
氏名又は名称：
代表者名：

道路運送法第15条第3項及び同法施行規則第15条第2項で準用する同規則第14条の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）を、次のとおり変更するので届出いたします。

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名

2. 変更しようとする事項

営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその種別ごとの数

3. 実施期間

平成 年 月 日から令和6年1月31日

4. その他

5. 変更に係る新旧対照表

別紙①のとおり

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の
事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出書（期間限定減車）

（道路運送法施行規則第4条第8項第3号に基づく近畿運輸局長指定地域）

令和 年 月 日

近畿運輸局 運輸支局長 殿
神戸運輸監理部長 殿

住 所：

氏名又は名称：

代表者名：

道路運送法第15条第3項及び同法施行規則第15条第2項で準用する同規則第14条の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）を、次のとおり変更するので届出いたします。

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名

2. 変更しようとする事項

営業所ごとに配置する事業用自動車の数及びその種別ごとの数
並びに国土交通大臣が定める区分ごとの数

3. 実施期間

平成 年 月 日から令和6年1月31日

4. その他

5. 変更に係る新旧対照表

別紙②のとおり

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の
事業計画（事業用自動車の数）変更認可申請書

（平成23年5月20日付け近運自二公示第7号に基づく期間限定減車車両に係る増車）

（道路運送法施行規則第4条第8項第3号に基づく近畿運輸局長指定地域以外の地域）

令和 年 月 日

近畿運輸局 運輸支局長 殿
神戸運輸監理部長 殿

住 所：

氏名又は名称：

代表者名：

道路運送法第15条第1項及び同法施行規則第14条の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）を次のとおり変更したいので、認可申請いたします。

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名

2. 変更しようとする事項

営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びに種別ごとの数

3. 実施予定日

令和 年 月 日

4. その他

5. 変更に係る新旧対照表

別紙①のとおり

※添付書類・・・別紙③のとおり

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の
事業計画（事業用自動車の数）変更認可申請書

（平成23年5月20日付け近運自二公示第7号に基づく期間限定減車車両に係る増車）

（道路運送法施行規則第4条第8項第3号に基づく近畿運輸局長指定地域）

令和 年 月 日

近畿運輸局 運輸支局長 殿
神戸運輸監理部長 殿

住 所：

氏名又は名称：

代表者名：

道路運送法第15条第3項及び同法施行規則第14条の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）を次のとおり変更したいので、認可申請いたします。

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名

2. 変更しようとする事項

営業所ごとに配置する事業用自動車の数及びその種別ごとの数
並びに国土交通大臣が定める区分ごとの数

3. 実施予定日

令和 年 月 日

4. その他

5. 変更に係る新旧対照表

別紙②のとおり

※添付書類・・・別紙③のとおり

添 付 書 類

1. 認可車庫の位置及び収容能力（増車営業所分のみ）

営業所名	車 庫 の 位 置	収 容 能 力
		両 m ²
		両 m ²
		両 m ²
		両 m ²
		両 m ²

2. 届出に係る営業区域内における一般乗用旅客自動車運送事業について道路運送法及びタクシー業務適正化特別措置法並びに特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の規定による行政処分状況
- 届出日現在、車両等の使用停止以上の行政処分はありません。
- 届出日現在、車両等の使用停止以上の行政処分を受けておりますが、増車実施予定日までに終了します。（終了日：令和 年 月 日）

3. その他の書面

- ① 当該期間限定減車届けの写し
（「準特定地域における期間限定減車の取扱いについて」に基づく期間限定減車）
- ② 既に認可を受けた自動車車庫の位置、収容能力（面積及び収容能力（余裕面積））を示す書面
- ③ 営業所における配置車両数が増加する場合には、当該増加後に必要となる自動車車庫の面積を示す書面
- ④ 自動車車庫の面積に余裕が少ない場合には車両の収納状況を示す平面図等の書面
- ⑤ 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面（契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書等）

近畿運輸局 運輸支局長 殿

神戸運輸監理部長 殿

宣 誓 書

本申請（届出）に係る事業用自動車全てについて、「旅客自動車運送事業の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体及び財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）に定める基準に適合する任意保険又は共済に加入することを宣誓します。

住 所：

略 又 は 名 稱：

代表者名：

[営業区域] (道路運送法施行規則第4条第8項第3号に基づく近畿運輸局長指定地域以外の地域)

営業所名	新			旧			
	種別	車両数	備考	種別	車両数	備考	
			車体の種類			車体の種類	車両数
	一般自動車	両	両	一般自動車	両	両	
			両			両	両
			両			両	両
	特殊自動車	両	両	特殊自動車	両	両	
			両			両	両
			両			両	両
			両			両	両
	計	両	両	計	両	両	
			両			両	両
			両			両	両
	一般自動車	両	両	一般自動車	両	両	
			両			両	両
			両			両	両
	特殊自動車	両	両	特殊自動車	両	両	
			両			両	両
			両			両	両
			両			両	両
	計	両	両	計	両	両	
			両			両	両
			両			両	両

※ 種別は、一般自動車(一般の需要に応じることができる事業用自動車)及び特殊自動車(一般車両以外の事業用自動車)の別とする。

[営業区域] (道路運送法施行規則第4条第8項第3号に基づく近畿運輸局長指定地域)

営業所名	新				旧			
	種別	タクシー ハイヤー の別	車両数	備 考	種別	タクシー ハイヤー の別	車両数	備 考
	一般 自動車	タクシー	両	ジャンボ等	一般 自動車	タクシー	両	ジャンボ等
			両	セダン			両	セダン
			両	車載車			両	車載車
			両	ジャンボ等			両	ジャンボ等
			両	セダン			両	セダン
	特殊 自動車	ハイヤー その他	両	ジャンボ等	特殊 自動車	ハイヤー その他	両	ジャンボ等
			両	セダン			両	セダン
			両	車椅子専用			両	車椅子専用
			両	寝台専用			両	寝台専用
			両	車椅子・寝台兼用			両	車椅子・寝台兼用
	一般 自動車	タクシー	両	ジャンボ等	一般 自動車	タクシー	両	ジャンボ等
			両	セダン			両	セダン
			両	車載車			両	車載車
			両	ジャンボ等			両	ジャンボ等
			両	セダン			両	セダン
	特殊 自動車	ハイヤー その他	両	ジャンボ等	特殊 自動車	ハイヤー その他	両	ジャンボ等
			両	セダン			両	セダン
			両	車椅子専用			両	車椅子専用
			両	寝台専用			両	寝台専用
			両	車椅子・寝台兼用			両	車椅子・寝台兼用
計			両			両		

※ 種別は、一般自動車(一般の需要に応じることができる事業用自動車)及び特殊自動車(一般車両以外の事業用自動車)の別とする。
 ※ ハイヤーのうち「都市型」とは、「道路運送法施行規則第4条第8項第3号に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第1号に規定する事業用自動車とし、「その他」とは第2号に規定する事業用自動車とする。